

社会福祉法人あーると 常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あーるとの役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう常勤とは所定週平均2日以上勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(常勤役員の勤務報酬)

第3条 所定週平均2日以上業務にあたる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、理事会の議決により、月額報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

(出張旅費)

第4条 常勤役員が、法人業務のため出張する場合は旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第5条 施設職員と兼務する職員については、理事報酬の支給はせず職員の賃金規程に基づき、給与を支給する。ただし、施設職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第6条 常勤役員は、法人職務証跡資料の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成30年1月12日より適用する

社会福祉法人あーるど 非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あーるどの役員及び評議員等(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう非常勤とは所定週2日以上勤務に該当しない勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

4 所定週2日以上勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長(理事長職務代理者が定款第10条第1項により理事長の職務を代理した場合における理事長職務代理者を含む。(以下「理事長等」という。))及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長等及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 理事・評議員が理事会・評議員会の決議事項について、書面または電磁的記録(テレビ電話等)により意思表示をしたときは、出席した時と同様に別表1により1日分の報酬を支払うものとする。尚、交通費は支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

別表1 役員報酬 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	7,500 円	実費
評議員会出席報酬等	7,500 円	実費

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費	備考
理事長等業務報酬等	7,500 円	実費	
理事及び評議員業務報酬等	7,500 円	実費	
監事監査指導報酬等	7,500 円	実費	

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	実費	7,500 円	実 費